

【ご注意】

令和3年4月1日より市規則が改正され、地質検査や水質検査の項目において、「カドミウム」の基準値を「検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下」、測定方法を「日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法」に改め、「トリクロロエチレン」の基準値を「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下」に改めます。

地質検査等のため令和3年4月1日以降に採取した試料については、改正された規則に基づく検査が必要となりますので、ご注意願います。

別表第1（第1条の3関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2（規格65・2・7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法

ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号) 付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67・2、67・3 又は 67・4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34・1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34・4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200m l に硫酸 10m l、りん酸 60m l 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶

		液とグリセリン 250m l を混合し、水を加えて 1,000m l としたものを、日本工業規格 K 0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34・1・1 c) (注〔2〕第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47・1、47・3 又は 47・4 に定める方法
1,4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。